

府中町パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一人ひとりが互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現に向けて、パートナーシップ宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 一方又は双方が性的マイノリティ（性的指向や性自認のあり方が少数派である者をいう。）である2人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係をいう。
- (2) 宣誓 パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 共に宣誓をしようとする者（以下「宣誓予定者」という。）の一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (2) 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。
- (3) 配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がないこと。
- (4) 宣誓をしようとする相手以外の者と宣誓をしていないこと。
- (5) 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができないとされている者同士の関係にないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓予定者は、宣誓日を予約のうえ、そろって町職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類（宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。）を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
- (2) 町内への転入を予定していることを疎明するに足りる資料（町内に転入を予定している場合に限る。）
- (3) 戸籍抄本その他配偶者がいないことを証明する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 宣誓予定者は、宣誓書を提出する時に、本人であることを明らかにするため、次の各号に掲げるいずれかの書類（有効期限内のものに限る。）を提示するものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書その他これらに類するものであって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他前各号に準ずるものとして町長が適当と認める書類

3 町長は、宣誓予定者が自ら宣誓書に記入することができないと認めるときは、宣誓予定者及び町職員の立会いの下、これを代書させることができる。

(通称名の使用)

第5条 宣誓予定者は、町長が特に理由があると認めるときは、宣誓書において、通称名を使用することができる。

2 宣誓予定者は、前項の規定により通称名の使用を希望するときは、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を宣誓時に提出するものとする。

(受領証等の交付)

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」という。）が第3条に規定する要件に該当すると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号）（以下これらを「受領証等」という。）に宣誓書の写しを添付して交付するものとする。

2 宣誓者は、宣誓書に転入予定である旨を表示して受領書等の交付を受けたときは、原則として宣誓をした日から14日以内に住民票の写し等町内への転入を証明する書類を町長に提出するものとする。

(受領証等の再交付)

第7条 宣誓者は、紛失、毀損、汚損その他の事情により受領証等の再交付を希望するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）により、町長に申請するものとする。この場合において、毀損又は汚損により受領証等の再交付を受けるときは、既に交付した受領証等を当該申請書に添付しなければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、受領証等を再交付するものとする。

4 受領証等の再交付を受けた者は、紛失した受領証等を発見したときは、速やかに当該受領証等を町長に返還しなければならない。

(宣誓事項の変更)

第8条 宣誓者は、宣誓書に記載した事項に変更があったときは、パートナーシップ宣誓事項変更届（様式第5号）に変更内容が確認できる書類及び受領証等を添付して、町長に届け出なければならない。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 町長は、第1項の規定による届出があったときは、変更後の内容を記載した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還等)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証等返還届(様式第6号)に受領証等を添付して、町長に届け出なければならない。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 宣誓者の一方が死亡したとき。

(3) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき(第12条第1項の規定により受領証等を継続して使用する場合を除く。)

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

(受領証等の無効)

第10条 町長は、宣誓者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該宣誓者の受領証等を無効とするものとする。ただし、第3号に該当するときは、当該事実に該当した日以降において無効とする。

(1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。

(2) 第6条第2項の規定に反して、町内への転入を証明する書類を提出しないとき。

(3) 前条第1項の規定による届出を行わないとき。

2 町長は、前項の規定により受領証等を無効としたときは、宣誓者に当該受領書等の返還を求めるものとする。

3 町長は、前項の規定により受領証等の返還を求めたにもかかわらず、当該受領証等の返還がなされないときは、当該受領証等の交付番号(受領証等ごとに付与された番号をいう。)を公表することができる。

(宣誓書記載内容等証明書の交付)

第11条 宣誓者(前条の規定により受領証を無効とされた者を除く。)は、宣誓書の内容等の証明を希望するときは、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書(様式第7号)により、町長に申請するものとする。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 町長は、第1項の規定による申請があったときは、パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書(様式第8号)を交付するものとする。

(自治体間での相互利用)

第12条 宣誓者は、本町がパートナーシップ宣誓制度の相互利用に関する協定を締結している他の自治体(以下「協定自治体」という。)へ転出する場合であって、パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書(様式第9号)により町長に申請したときは、受領証等を当該協定自治体において継続して使用することができる。

2 第4条第2項の規定は、前項の規定による申請について準用する。

3 協定自治体から転入した者は、当該協定自治体から交付された受領証等(継続使用の

手続がされたものに限る。)を、本町において継続して使用することができる。

(施策の推進に当たっての配慮)

第13条 町長は、施策の推進に当たっては、この要綱の趣旨を尊重し、パートナーシップにある当事者に十分に配慮するものとする。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式目次

様式番号	名称	規定条文
様式第1号	パートナーシップ宣誓書	第4条
様式第2号	パートナーシップ宣誓書受領証	第6条
様式第3号	パートナーシップ宣誓書受領カード	第6条
様式第4号	パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書	第7条
様式第5号	パートナーシップ宣誓事項変更届	第8条
様式第6号	パートナーシップ宣誓書受領証等返還届	第9条
様式第7号	パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書交付申請書	第11条
様式第8号	パートナーシップ宣誓書記載内容等証明書	第11条
様式第9号	パートナーシップ宣誓書受領証等継続使用申請書	第12条